2023.4.1

江東区建築物被害状況調査（ざっくり調査）マニュアル

江東区観光キャラクター
コトミちゃん

令和５年４月

江東区 都市整備部 建築調整課 建築紛争係

目次

1.目的 3
2.ざっくり調査の概要 3-5
2-1.調査概要 3
2-2.調査全体の流れ 4
2-3.組織体系図 5
3.ざっくり調査の事前準備（発災前） 6-10
3-1.体制および人選 6
3-2.被災想定 7
【資料１】ざっくり調査人員配置図 8
3-3.調査資機材の保管 9
3-4.調査の周知 10
4.ざっくり調査実施前の流れ（発災後） 11-13
4-1.災害対策本部の設置 11
4-2.調査の要否判断と実施決定 11
4-3.調査実施本部の設置 12
4-4.調査員の参集 13
5.ざっくり調査の実施（調査員） 14-19
5-1.調査の設定 14-17
【資料２】事例「全壊」（揺れによる被害） 15-16
【資料３】調査用地図 記入要領 18
5-2.調査実施の流れ 19
6.ざっくり調査の結果（実施本部） 20-24
6-1.調査結果の作成 20
【資料４】被害分布図 作成要領 21
【資料５】ざっくり調査集計結果表 作成要領 22
6-2.調査結果の報告と提出 23
6-3.調査結果の公表と利用 24

1.目的

大規模地震の発災後、東京都と連携して災害対策を検討するために、被害状況を把握する必要がある。本区では、東京都震災復興マニュアル[1]および江東区震災復興マニュアル[2]に基づき、発災後に建築物の被災状況を調査する、江東区建築物被害状況調査（以下、「ざっくり調査」という。）を実施することとしている。

本マニュアルは、発災前後に必要となる事項を定めることにより、ざっくり調査を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2.ざっくり調査の概要

2-1.調査概要

発災後、江東区の職員が現地調査により、区内の建築物の被害状況を調査する。

➢調査対象区域

江東区全域とする。ただし市街化調整区域（「海の森」等）を除く。各出張所および特別出張所（以下、出張所等という。）が所管する町丁目ごとに調査する。

➢調査期間

原則として発災後１～２日以内とする。

➢調査方法

建築物が家屋被害（「全壊」または「全焼」）を受けているかどうかを、外観目視により判断する。区内すべての町丁目を調査するが、原則、一部の道路に面した建築物のみを調査対象とするサンプル調査である。

➢調査結果

町丁目ごとに被害割合（調査をした建築物の棟数のうち、家屋被害を受けている建築物の棟数の割合）を調査する。

調査後、各地区より提出される調査用地図を集計、整理し、被害割合別に色分けした被害分布図（江東区全体）と、調査地区ごとにまとめた調査集計表を作成する。

調査結果は、東京都および江東区の災害対策本部に報告する。被災建築物応急危険度判定の優先判定区域と第一次建築制限区域の選定、復興方針等に必要なデータとして利用する[3]。

被害分布図は公表する。

---

[1] 「東京都震災復興マニュアル 復興施策編（令和３年３月修正）」［東京都］

[2] 「江東区震災復興マニュアル（平成 25 年 3 月）」［江東区］

[3] 「令和３年度修正版 江東区地域防災計画」p. 287 より

2-2.調査全体の流れ

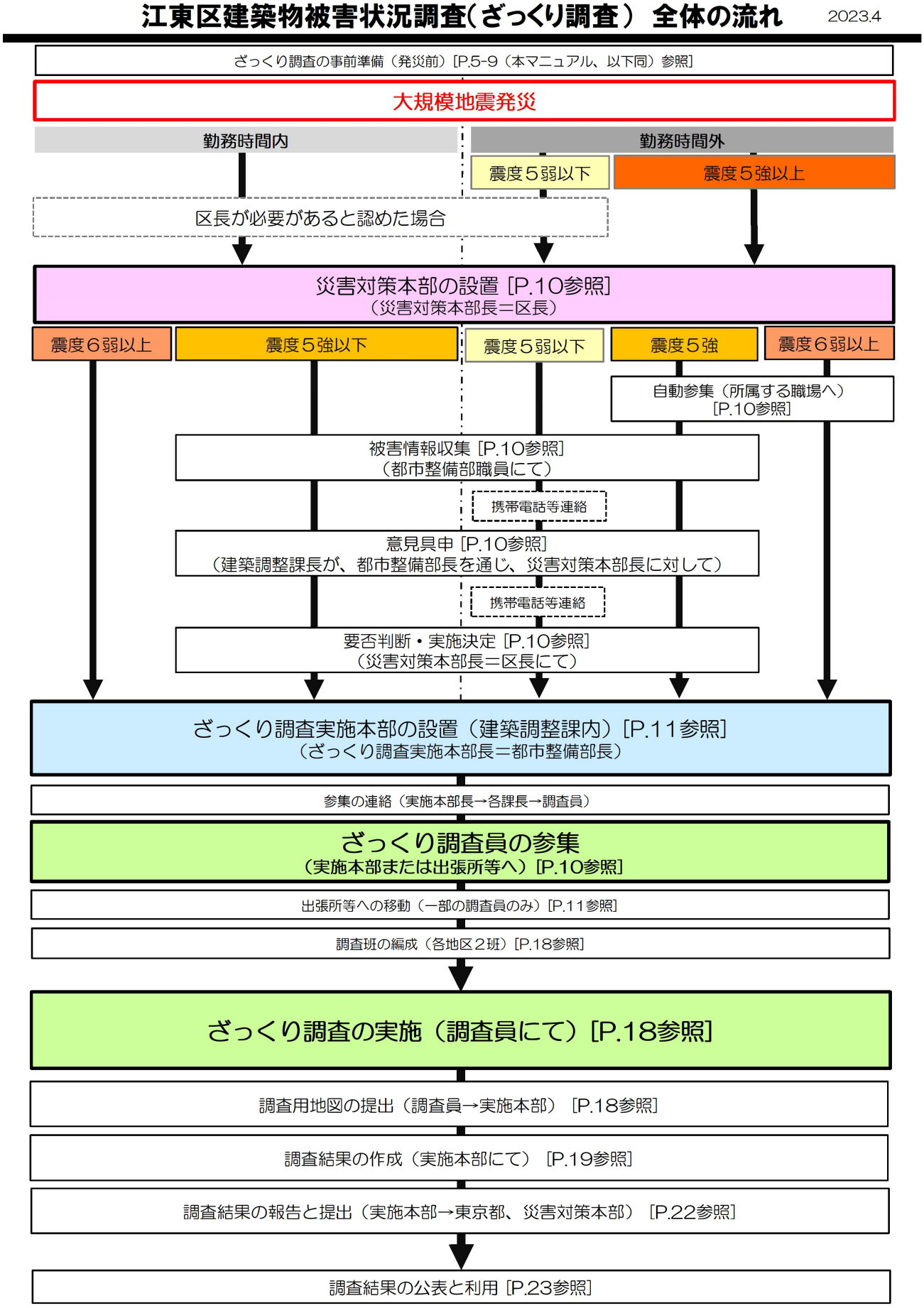
江東区建築物被害状況調査(ざっくり調査） 全体の流れ
2023.4
ざっくり調査の事前準備（発災前）[P.5-9（本マニュアル、以下同）参照]
大規模地震発災
勤務時間内
勤務時間外
震度５弱以下
震度５強以上
区長が必要があると認めた場合
災害対策本部の設置 [P.10参照]
（災害対策本部長＝区長）
震度６弱以上
震度５強以下
震度５弱以下
震度５強
震度６弱以上
自動参集（所属する職場へ）
[P.10参照]
被害情報収集 [P.10参照]
（都市整備部職員にて）
携帯電話等連絡
意見具申 [P.10参照]
（建築調整課長が、都市整備部長を通じ、災害対策本部長に対して）
携帯電話等連絡
要否判断・実施決定 [P.10参照]
（災害対策本部長＝区長にて）
ざっくり調査実施本部の設置（建築調整課内）[P.11参照]
（ざっくり調査実施本部長＝都市整備部長）
参集の連絡（実施本部長→各課長→調査員）
ざっくり調査員の参集
（実施本部または出張所等へ）[P.10参照]
出張所等への移動（一部の調査員のみ）[P.11参照]
調査班の編成（各地区２班）[P.18参照]
ざっくり調査の実施（調査員にて）[P.18参照]
調査用地図の提出（調査員→実施本部） [P.18参照]
調査結果の作成（実施本部にて） [P.19参照]
調査結果の報告と提出（実施本部→東京都、災害対策本部） [P.22参照]
調査結果の公表と利用 [P.23参照]

2-3.組織体系図

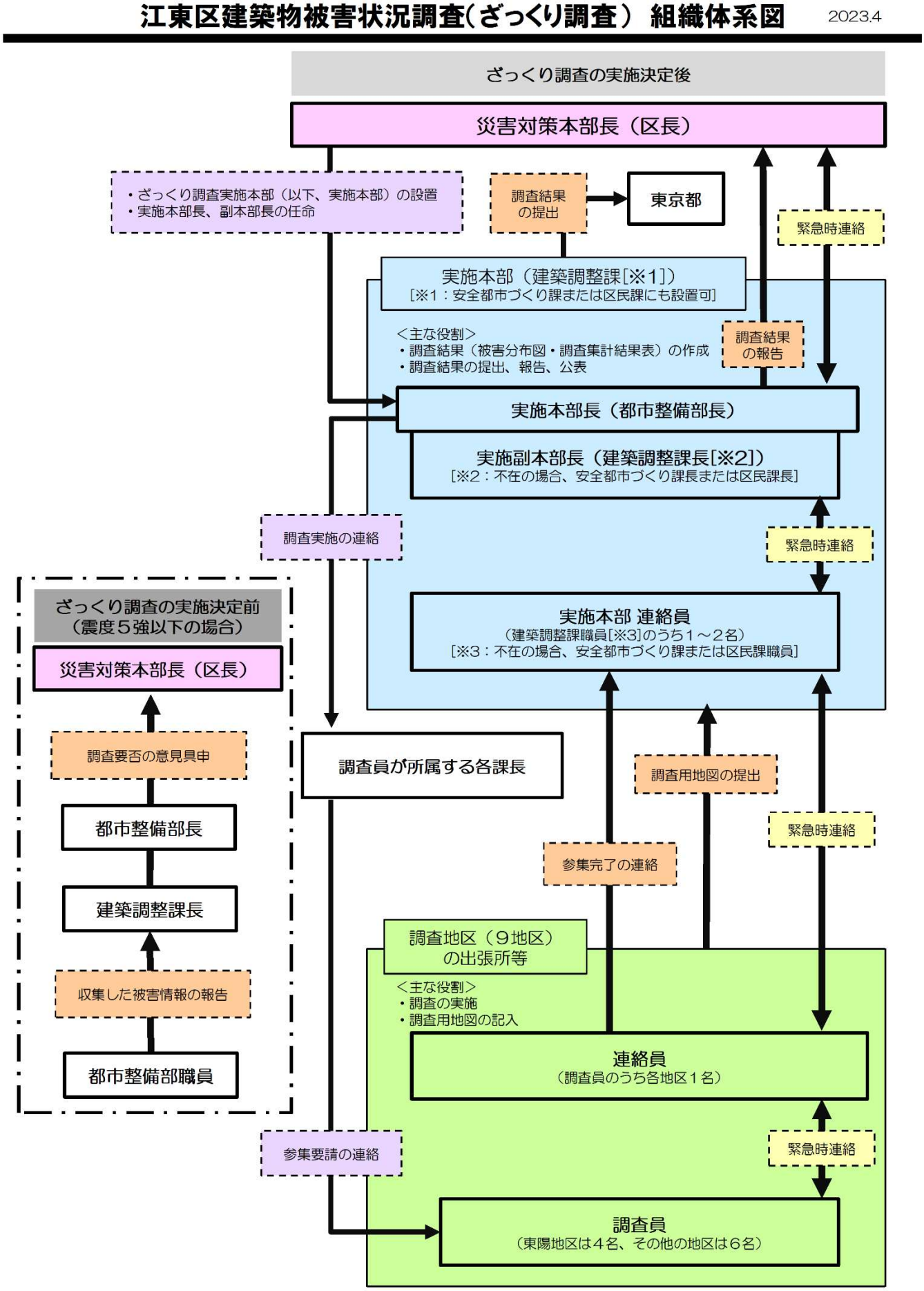
江東区建築物被害状況調査（ざっくり調査） 組織体系図
2023.4
ざっくり調査の実施決定後
災害対策本部長（区長）
・ざっくり調査実施本部（以下、実施本部）の設置
・実施本部長、副本部長の任命
調査結果の提出
東京都
緊急時連絡
実施本部（建築調整課[※1]）
[※1：安全都市づくり課または区民課にも設置可]
＜主な役割＞
・調査結果（被害分布図・調査集計結果表）の作成
・調査結果の提出、報告、公表
調査結果の報告
実施本部長（都市整備部長）
実施副本部長（建築調整課長[※2]）
[※2：不在の場合、安全都市づくり課長または区民課長]
調査実施の連絡
緊急時連絡
実施本部 連絡員
（建築調整課職員[※3]のうち1～2名）
[※3：不在の場合、安全都市づくり課または区民課職員]
ざっくり調査の実施決定前
（震度5強以下の場合）
災害対策本部長（区長）
調査要否の意見具申
都市整備部長
建築調整課長
収集した被害情報の報告
都市整備部職員
調査員が所属する各課長
調査用地図の提出
緊急時連絡
参集完了の連絡
調査地区（9地区）
の出張所等
＜主な役割＞
・調査の実施
・調査用地図の記入
連絡員
（調査員のうち各地区1名）
緊急時連絡
参集要請の連絡
調査員
（東陽地区は4名、その他の地区は6名）

3.ざっくり調査の事前準備（発災前）

3-1.体制および人選

➢ざっくり調査実施本部

江東区災害対策本部条例に基づき、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部長（区長）は、都市整備部内にざっくり調査実施本部を設置できることとする。ざっくり調査実施本部長は都市整備部長とする。

➢調査地区

ざっくり調査の調査地区（以下、「地区」という。）とその拠点は以下のとおりとする。

・白河地区（白河出張所：[住所]白河 1-3-28　[電話]03-3642-4456）
清澄１～３丁目、常盤１・２丁目、新大橋１～３丁目、森下１～５丁目、平野１～４丁目、三好１～４丁目、白河１～４丁目、高橋

・富岡地区（富岡出張所：[住所]富岡 1-16-12　[電話]03-3642-8306）
佐賀１・２丁目、永代１・２丁目、福住１・２丁目、深川１・２丁目、冬木、門前仲町１・２丁目、富岡１・２丁目、牡丹１～３丁目、古石場１～３丁目、越中島１～３丁目

・小松橋地区（小松橋出張所：[住所]扇橋 2-1-5　[電話]03-5606-5581）
千石１～３丁目、石島、千田、海辺、扇橋１～３丁目、猿江１・２丁目、住吉１・２丁目、毛利１・２丁目

・東陽地区（本庁舎：東陽 4-11-28）　東陽１～７丁目、木場１～６丁目

・亀戸地区（亀戸出張所：[住所]亀戸 2-19-1　[電話]03-3683-3734）
亀戸１～９丁目

・大島地区（大島出張所：[住所]大島 4-5-1　[電話]03-3637-2451）
大島１～９丁目

・砂町地区（砂町出張所：[住所]北砂 4-7-3　[電話]03-3644-2181）
北砂１～７丁目、東砂１～５丁目、南砂１・５丁目

・南砂地区（南砂出張所：[住所]南砂 6-8-3　[電話]03-3640-5355）
東砂６～８丁目、南砂２～４丁目、６・７丁目、新砂１～３丁目、新木場１～４丁目、夢の島１～３丁目、若洲１～３丁目

・豊洲地区（豊洲特別出張所：[住所]豊洲 2-2-18　[電話]03-5534-9299）
塩浜１～２丁目、枝川１～３丁目、豊洲１～６丁目、東雲１・２丁目、有明１～４丁目、辰巳１～３丁目、潮見１・２丁目、青海１～４丁目

➢ざっくり調査員

・ざっくり調査は、ざっくり調査員（以下、「調査員」という。）が実施することとする。調査員は江東区職員の中から割当てる。

・調査員は地区ごとに、以下のとおりの人数を配置する。
白河地区６名／富岡地区６名／小松橋地区６名／東陽地区４名／亀戸地区６名
大島地区６名／砂町地区６名／南砂地区６名／豊洲地区６名　　［合計５２名］

・建築調整課は、毎年度、都市整備部各課および区民部区民課（出張所等含む）に対して調査員の割当てを依頼し、「ざっくり調査人員配置図」（P.8【資料１】参照）を作成する。なお調査員は災害情報連絡員以外を割当てることとする。
「ざっくり調査人員配置図」は、作成後、都市整備部各課および区民部区民課（出張所等含む）に共有する。

・調査員２～４名で１班を編成する。地区ごとに合計２班の体制で調査する。

➢連絡員

実施本部に１～２名、出張所等に１名ずつを連絡員として配置し、災害対策本部、実施本部、調査員間の相互の連絡や報告に対応する。
実施本部が置かれた部署の職員と、出張所等の職員の中から任意で選任する（実施本部設置後）。
連絡員は、同じ地区に配置の調査員全員の連絡先（電話番号等）を把握しておく。

3-2.被災想定

被災想定は以下のとおりとする[4]。

〈条件〉
・江東区内建物棟数　51,024 棟
・冬、夕方、風速 8m/s

想定地震	規模	建築物被害想定
都心南部直下地震	M7.3	全壊：2490 棟　半壊：6684 棟　火災：225 棟
多摩東部直下地震	M7.3	全壊：2490 棟　半壊：6684 棟　火災：225 棟
大正関東地震	M8 クラス	全壊：1944 棟　半壊：6319 棟　火災：165 棟

[4] 被災想定：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和 4 年 5 月 25 日公表）」［東京都］より

【資料１】「ざっくり調査人員配置図」

令和※年度「ざっくり調査」人員配置図

調査場所	都市整備部		区民部			
			区民課		出張所・特別出張所	
白河地区	都市計画課		区民課		白河出張所	
富岡地区	安全都市づくり課		区民課		富岡出張所	
小松橋地区	まちづくり推進課		区民課		小松橋出張所	
東陽地区	建築調整課		区民課			
亀戸地区	住宅課		区民課		亀戸出張所	
大島地区	住宅課		区民課		大島出張所	
	建築課					
砂町地区	建築課		区民課		砂町出張所	
南砂地区	建築課		区民課		南砂出張所	
豊洲地区	安全都市づくり課		区民課		豊洲特別出張所	
	地下鉄8号線 事業推進課					

3-3.調査資機材の保管

調査資機材は、以下のとおり出張所等と本庁舎にそれぞれ保管計画数分を管理する。

➢出張所等が各自で保管するもの

No.	調査資機材	保管計画数
1	調査用地図(A4 用紙)	３部（１部は予備） 当該地区分
2	本マニュアル	４部
3	ペンライト	２個
4	ホイッスル	２個
5	ナップザック	２個

➢本庁舎に保管してあるもの

No.	調査資機材	保管計画数	保管場所
1	調査用地図(A4 用紙)	３部 東陽地区分	建築調整課 執務室内
2	本マニュアル	３部	建築調整課 執務室内
3	ペンライト	２個	建築調整課 執務室内
4	ホイッスル	２個	建築調整課 執務室内
5	ナップザック	２個	建築調整課 執務室内
6	マスク	100 枚	本庁舎５階課税課前倉庫
7	バインダー	25 個	本庁舎５階課税課前倉庫
8	軍手	60 双	本庁舎５階課税課前倉庫
9	雨具（ビニール合羽）	50 着	本庁舎５階課税課前倉庫
10	被害分布図（A3 用紙）	１部	建築調整課 執務室内
11	マジックペン（５色）	３セット	建築調整課 執務室内
12	調査集計結果表(A4 用紙)	１部 全地区分	建築調整課 執務室内

※No.１～2 は調査に持参する

※No.１調査用地図は建築調整課にて定期的（目安５年ごと）に更新し、出張所等に配布すること

※No.3～9 は必要に応じて現地調査に持参する

<想定用途例>

- No.3 ペンライト：建物内外にて暗い場合、足元や資料を照らす。
- No.4 ホイッスル：万が一の場合、調査員が外部に助けを求めるために吹く。
- No.5 ナップザック：必要に応じて資機材を入れて持ち運ぶ。

※No.10～12 は PC 端末とプリンターが使用できない場合にのみ使用する

※No.５～８は応急危険度判定兼用

3-4.調査の周知

建築調整課建築紛争係は、平常時、以下のとおりざっくり調査の周知を行うこととする。

・都市整備部各課および区民部区民課（出張所、特別出張所含む）に対して、定期的にざっくり調査についての説明を実施する。

・江東区総合防災訓練にて、調査員に対してざっくり調査の模擬訓練を実施する。

・本マニュアル、調査集計結果表、被害分布図、調査用地図のデータは、全庁共有の建築調整課フォルダに格納する。

・ざっくり調査について、以下の江東区のホームページを公開する。

（江東区ホームページ）

ホーム ＞ 防災・安全 ＞ 防災情報江東区 ＞ 江東区の防災対策・計画 ＞ 江東区建築物被害状況調査（ざっくり調査）

・当マニュアルをホームページ上に掲載する。

4.ざっくり調査実施前の流れ（発災後）

大規模地震が発生！

4-1.災害対策本部の設置

区長は、地震等の災害が発生し、必要があると認めた場合に、災害対策本部を設置することとする。災害対策本部長は区長とする。ただし、勤務時間外に震度５強以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が設置されたものとみなす。[5]

4-2.調査の要否判断と実施決定

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部長（区長）は、以下の要領に従いざっくり調査の実施を決定する。

➢震度６弱以上の場合

ざっくり調査の実施を決定する。

➢震度５強以下の場合

建築調整課長（不在の場合、安全都市づくり課長または区民課長）は、都市整備部長を通じ、災害対策本部長（区長）に対し、ざっくり調査の実施の要否について意見を具申する。

災害対策本部長（区長）は、建築調整課長および都市整備部長の意見を聞き、都市整備部職員が収集した発災後の被害情報を基にざっくり調査実施の要否を判断し、実施を決定する。

発災後の被害情報は、以下の方法等により幅広く収集する。

（都市整備部職員）

- 推定震度分布図[6]により、震度４以上の範囲を確認する。
- 防災クロスビュー[7]により、建物被害推定情報を確認する。
- 東京都に航空写真の共有化等の照会を行う。
- テレビや新聞などの報道機関が撮影した災害情報を活用する。
- 各出張所に地域ごとの被害状況を確認する。

なお勤務時間外で震度５強の場合、都市整備部職員は所属する職場に自動参集[8]の前後、被害情報の収集を行う。また勤務時間外で震度５弱以下の場合、携帯電話等の手段を用いて連絡を取る。その後、災害対策本部長（区長）は、ざっくり調査実施の要否を判断する。

[5] 「江東区災害対策本部運営要綱」［江東区］第３条より
[6] 推定震度分布図（気象庁 HP）：地震発生後 10～30 分程度で発表
[7] 防災クロスビュー（防災科学技術研究所 HP）：地震発生後 30～40 分程度で発表
[8] 「江東区職員災害時対応の心得（令和５年１月）」［江東区 防災課］より

4-3.調査実施本部の設置

・災害対策本部長（区長）は、ざっくり調査の実施を決定したときは、災害対策本部内にざっくり調査実施本部（以下、実施本部という。）を設置するとともに、都市整備部長を実施本部長に、建築調整課長（不在の場合、安全都市づくり課長または区民課長）を実施副本部長に任命する。

・勤務時間外で震度５弱以下の場合、携帯電話等の手段を用いて上記の連絡を行い、実施本部を設置する。

・なお実施本部は原則、建築調整課建築紛争係に設置するが、職員不在等の理由により設置が困難な場合は、安全都市づくり課または区民課にも設置できる。

➢ざっくり調査実施本部の連絡先

都市整備部 建築調整課 建築紛争係
江東区東陽 4-11-28　本庁舎５階３０番窓口
電話：03-3647-9767　FAX：03-3647-9009
メールアドレス：395105@city.koto.lg.jp

以下の部署に設置の場合も有り

都市整備部 安全都市づくり課 安全都市づくり係
江東区東陽 4-11-28　本庁舎５階
電話：03-3647-9764　FAX：03-3647-9009
メールアドレス：395104@city.koto.lg.jp

区民部 区民課 区民係
江東区東陽 4-11-28　本庁舎２階
電話：03-3647-8406　FAX：03-3647-9206

4-4. 調査員の参集

調査員の参集は、以下（１）～（４）の手順で行うこととする。

（１）参集の連絡

ざっくり調査実施本部が設置された場合、実施本部長（都市整備部長）は、調査員が所属する都市整備部各課長および区民課長に、参集場所（実施本部または出張所等）、参集時間（任意に決定）、調査業務従事予定期間（発災後、原則１～２日間）、その他必要と思われる事項の連絡を行う。

各課長は、所属の調査員に参集をするように連絡する。

勤務時間外で震度５弱以下の場合、携帯電話等の手段を用いて連絡を行う。

（２）調査員の参集

都市整備部および区民課に所属している調査員は、実施本部に参集する。出張所および特別出張所に所属している調査員は、出張所等に直接参集する。

（３）調査の開始（東陽地区に配置の調査員、出張所および特別出張所に所属の調査員）

東陽地区に配置の調査員、出張所および特別出張所に所属の調査員は、２名以上の調査員が参集した時点で調査を開始する。

（４）出張所および特別出張所へ移動（上記（３）以外の調査員）

東陽地区以外に配置された都市整備部および区民課に所属する調査員は、配置された地区の拠点となる出張所および特別出張所に移動後、調査を開始する。

（５）実施本部に連絡

調査員の各地区の拠点への移動と参集が完了した場合、連絡員は、実施本部に電話等の手段を用いてその旨の連絡をする。

➢調査員の欠員が出た場合の代替人員

・公共交通機関の不通や休暇等で調査員に欠員が出る場合、調査員の所属する部署の課長（不在の場合、係長）は、原則当該部署の職員の中から代替の人員を選任し、参集をするように指示する。

・勤務時間外の場合、早期に調査開始するため、代替の人員についてはなるべく参集（登庁）した者から順次選任する。また、あらかじめ割当てられている調査員の参集を待たずに、代替の人員を選任してもよい。

・上記の要領で代替の人員が選任できなかった場合、実施本部長が、原則都市整備部の職員の中から代替の人員を選任し、参集をするように指示する。

・やむを得ず代替の人員が選任できずに、配置予定の人数が揃わなかった場合においても、調査は可能な限りの範囲において実施する。

5.ざっくり調査の実施（調査員）

5-1.調査の設定

➢調査要領

・調査員は、建築物が家屋被害を受けているかどうかを、外観目視により判断する。家屋被害とは、「建て替えが想定される家屋被害」[9]であり、具体的には以下 a,b を目安とする。ただし、厳密な被害の度合いや損害額を数値的に算出しなくてよい。調査員のある程度の主観により、全壊程度、全焼程度と考えられる場合には、全壊、全焼と判断してよい。

a：「全壊」（揺れによる被害）[10]

以下ⅰ～ⅲがみられるような状態を示す。

ⅰ：建築物全体又は一部の崩壊・落階

ⅱ：基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ

ⅲ：建築物全体又は一部の著しい傾斜

なお、応急危険度判定にて「一見して危険」と判定されるもの[11]と一致している。

b：「全焼」（火災による被害）

建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の 70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。[12]

・調査が済み、判断した結果は、調査用地図の当該建物の上に以下の記号を記入する。

×…「全壊」であると判断した建築物

〇…「全焼」であると判断した建築物

✓…家屋被害（全壊または全焼）がみられない建築物

・判断した結果をもとに、町丁目別に被害割合（%）を算出する。被害割合は、調査した建築物の棟数(c)のうち、家屋被害を受けていると判断された建築物の棟数(a+b)の割合とする。

$$\text{被害割合(\%)（町丁目別）} = \frac{\text{家屋被害を受けている建築物の棟数}(a+b)}{\text{調査した建築物の棟数}(c)} \times 100$$

・被害割合は町丁目別に算出し、調査用地図の所定の欄に記入する。

・調査用地図の記入の仕方は記入要領[13]を参照のこと。

---

[9] 「東京都震災復興マニュアル 復興施策編（令和３年３月修正）」［東京都］p. 225 図 2-8 より

[10] P. 14-15【資料２】事例「全壊」（揺れによる被害）参照

[11] 「被災建築物応急危険度判定マニュアル」［日本建築防災協会］p. 11-13　p. 18-19 より

[12] 総務省消防庁「平成 26 年版消防白書」第 1 章災害の現況と課題-火災予防 p43 より

[13] P. 17【資料３】調査用地図 記入要領

【資料２】事例「全壊」（揺れによる被害）

以下の写真[14]のような状態はすべて「全壊」（揺れによる被害）とする。

●一見して住家全部が倒壊（木造）

10001

10002

10003

10004

● 一見して住家全部が倒壊（非木造）

50001

50002

[14] 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」［内閣府、令和３年５月］より

【資料２】事例「全壊」（揺れによる被害）

●一見して住家の一部の階が全部倒壊（木造）

10005

10006

10007

10008

● 一見して住家の一部の階が全部倒壊（非木造）

50003

50004

50005

50006

➢調査する町丁目の順番とルート

・各地区の町丁目にはＡ①、Ａ②、Ａ③…、Ｂ①、Ｂ②、Ｂ③…と付番されている。庁舎または出張所から出発し、Ａ班とＢ班はそれぞれの番号の順に地区内を調査し、帰庁する。

・町丁目内の調査は、あらかじめ設定済の開始地点（○）、終了地点（●）、ルート（→）にしたがって実施する。

・終了地点（●）に到達したら、次の町丁目の開始地点（○）に移動する。

・調査する町丁目の順番とルートはあらかじめ設定されているが、道路の通行止めなどの状況に応じて、必要があれば変更してもよい。

➢調査対象建築物

・原則、調査ルートに面した建築物のみとするが、可能な限り視認できる範囲において、その他の場所にある建築物を調査してもよい。

・構造、階数、用途等に関わらず全ての種類の建築物が対象となる。なお、応急危険度判定の対象建築物とは異なるので注意のこと。

・高架道路、橋、公園その他の構造物は調査対象外とする。

➢その他注意事項

・原則、調査時間は定時（８時 30 分～17 時 15 分）の時間内とするが、冬季等で定時より前に暗くなったと調査員が判断した場合にはこの限りではない。

・調査は道路上にて実施する。二次災害を防止するため、道路以外の敷地内に立ち入っての調査は行わない。

・道路上での調査になるため、通行車両との接触等、調査時の安全に注意すること。

・調査時の移動手段は、徒歩または自転車を原則とする。

・広範囲に及ぶ道路の通行止めなど、何らかの事情によりやむを得ない場合は、調査できない町丁目があってもよい。

・実働４時間を１日あたりの調査時間の想定とする。

・調査中の食事等は各自で用意、調達する。

・作業服、運動靴など動きやすい服装で調査すること。

【資料３】調査用地図 記入要領

あらかじめ設定済のルート（→）に面した建築物について、全壊か全焼かを判断する。
判断した結果を、調査用地図（町丁目ごとに作成）に、以下（１）、（２）の要領で記入する。

（１）調査した建築物上

[全壊]：×を記入
[全焼]：〇を記入
[家屋被害なし（全壊または全焼以外）]：✓を記入

（２）結果記入欄

- 全壊（×）棟数、全焼（〇）棟数、調査した建築物（✓〇×）棟数（数値）
- 被害割合の数値（0～100%）

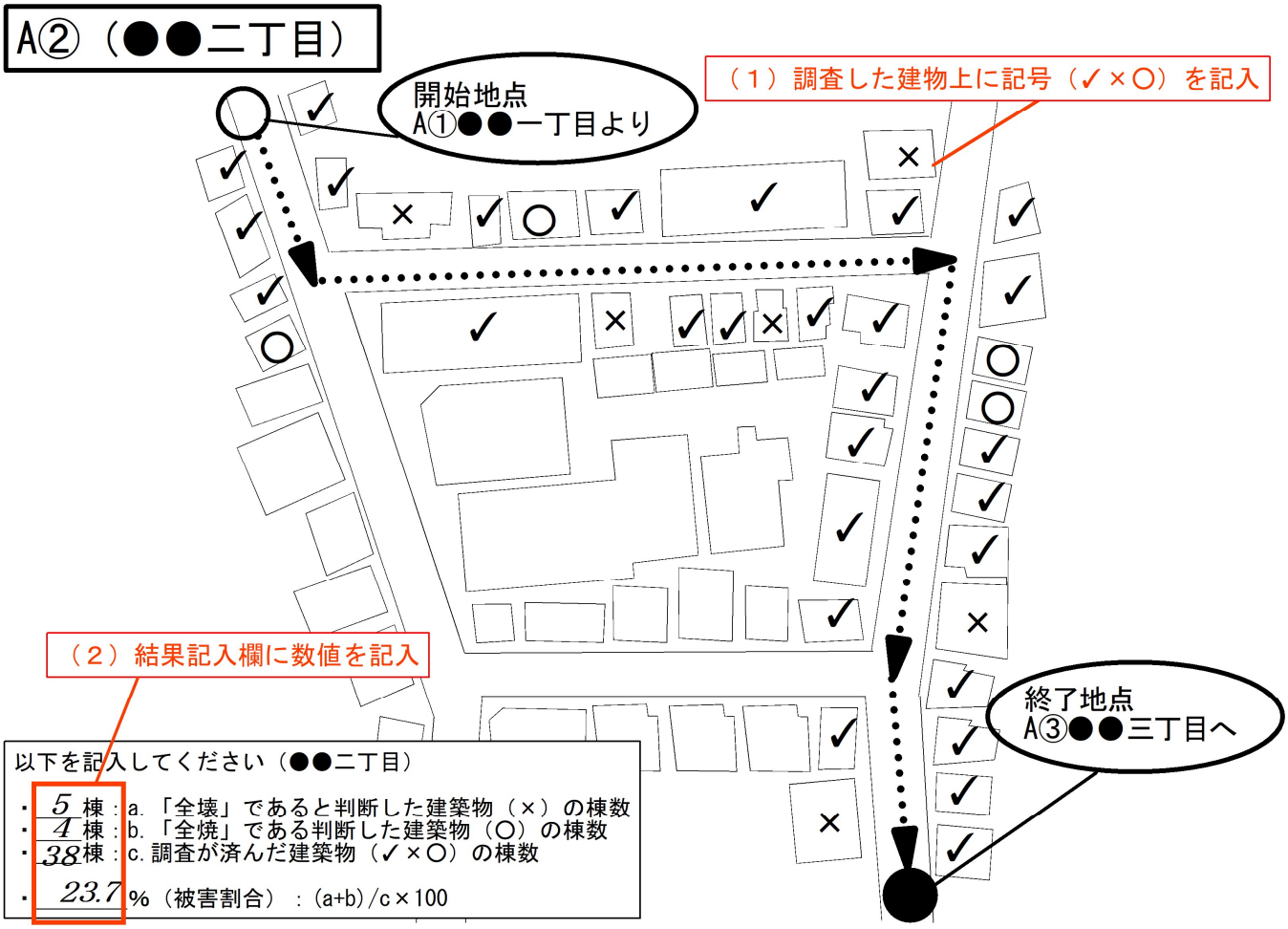

5-2.調査実施の流れ

調査は以下、（１）～（４）の手順で行うこととする。

（１）調査班の編成

調査員は、調査する地区の拠点となる庁舎または出張所等に到着後、２班（Ａ班・Ｂ班）を編成する。１班あたりの調査員の人数は２～４名（安全確保のため、必ず２名以上）とする。

（２）調査の実施

・必要な資機材（P.9 参照）を持ってそれぞれの調査区域に向けて出発し、調査を開始する。
・調査の方法は、調査要領と事例（P.14-17 参照）に従う。
・調査中、調査用地図に結果を記入する。
・記入方法は、記入要領（P.18）に従う。

（３）調査の終了、帰庁

・調査終了後、または調査未了でも調査時間（定時）が過ぎた場合には、調査員は配置された庁舎、出張所等に帰庁する。
・調査未了の場合は、翌日にも引き続き調査を実施する。未了でも調査は２日間で終了とする。
・いずれの場合でも、連絡員は実施本部に電話等でその旨を連絡する。

（４）調査用地図の提出

調査員または連絡員は、調査結果の記入が済んだ調査用地図を整理し、調査した地区の町丁目すべての分をまとめて実施本部に提出する。

提出方法は、原則、調査用地図のスキャンデータをメール送付とするが、ＦＡＸによる送信や、用紙の持ち込みも可とする。
（提出先は P.12 参照）

6.ざっくり調査の結果（実施本部）

6-1.調査結果の作成

実施本部は、地区ごとに報告された結果を集計し、以下（１）、（２）を作成することとする。詳細は作成要領[15]を参照のこと。

（１）被害分布図

・江東区全体図（白地図）に、町丁目ごとの被害割合を着色する。
・被害割合に応じて、１～１０％（青）、１１～２０％（水色）、２１～３０％（黄色）、３１～４０％（ピンク）、４１～１００％（赤）の５つに分類して着色する。
・所定の被害分布図を DocuWorks データ上で着色する。着色終了後、PDF データを出力し、プリンターにてＡ３用紙で印刷する。
・PC 端末またはプリンターが使用できない場合は、Ａ３用紙にマジックペン等で着色する。
・調査が実施できなかった町丁目は着色しない。

（２）ざっくり調査集計結果表

・所定の調査集計結果表に、町丁目ごとの被害割合（％）の結果を入力する。
・調査の結果を入力した「被害割合(c)」と、あらかじめ入力済の「総棟数(d)」から、「被害棟数（c×d／100)」を算出（自動計算）する。
・集計結果表は、地区ごとに作成する。
・PC 端末またはプリンターが使用できない場合は、Ａ４用紙に直接記入し、手計算する。
・調査が実施できなかった町丁目は入力しない。

(PCまたはプリンターが使えない場合)

[15] P. 20【資料４】被害分布図 作成要領　P. 21【資料５】ざっくり調査集計結果表 作成要領

【資料４】被害分布図 作成要領

提出された調査用地図の結果をもとに、下記の要領で被害分布図を作成する。

- あらかじめ作成済の被害分布図（DocuWorks データ）を編集する。
- 町丁目ごとに作成している多角形シェープを選択し、以下の操作にてデータ上で着色する。
  [右クリック→プロパティ→色と線→塗りつぶし→色を選択]
- 区内すべての町丁目の着色後、PDF データを出力する。プリンターにてＡ３用紙で印刷する。
  必要に応じて、４枚貼り合わせによるＡ1（ポスター印刷）用紙を印刷、作成する。

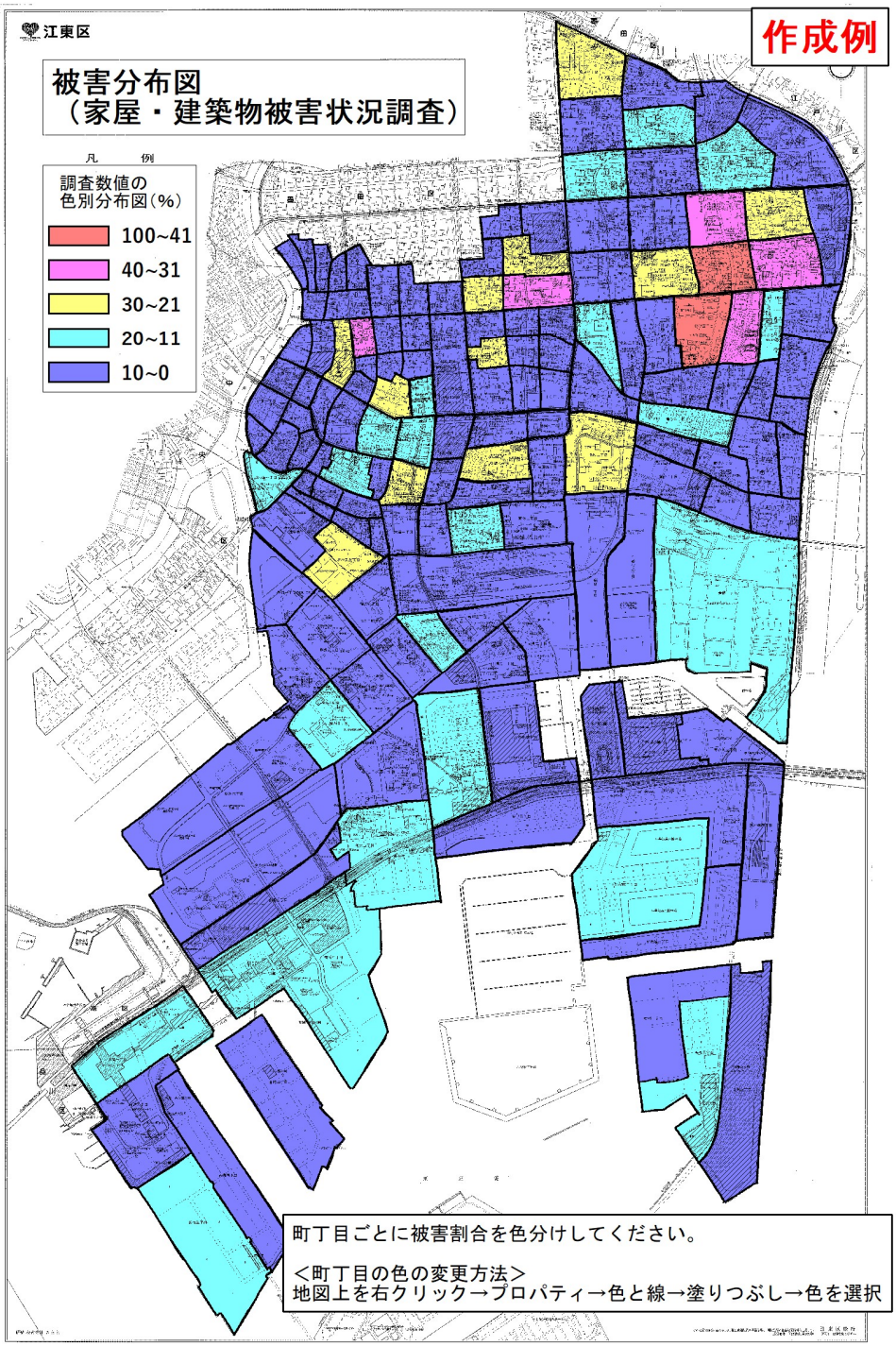

【資料５】ざっくり調査集計結果表 作成要領

提出された調査用地図の結果をもとに、下記の要領により集計結果表を作成する。

・被害割合を入力する。（被害棟数は自動計算）
・必要に応じて、A4 用紙で印刷する。

※総棟数は要更新（都市計画より情報提供にて）

［調査年月日・調査者氏名］
可能であれば記入する

ざっくり調査集計結果表

亀戸地区

調査年月日：〇年〇月〇日
調査者氏名：〇〇、〇〇、〇〇、

所　在	建物	被害概況		備　考
町丁目	総棟数	被害割合(%)	被害棟数	
	d	c	c×d/100	
亀戸1丁目	359		0	
亀戸2丁目	485		0	
亀戸3丁目	1,608		0	
亀戸4丁目	903		0	
亀戸5丁目	1,277		0	
亀戸6丁目	628		0	
亀戸7丁目	1,089		0	
亀戸8丁目	389		0	
亀戸9丁目	666		0	
	7,404			

＜被害割合（%）＞
現地調査の結果を記入

＜総棟数＞
あらかじめ入力済
都市計画課より情報提供
(2023. 3更新)

［被害棟数］
自動計算のため入力不要
（ただし手書きの場合は手動計算し記入のこと）

［総棟数］
あらかじめ入力済
入力不要

［被害割合］
ここに町丁目ごとの結果を入力する

6-2.調査結果の報告と提出

実施本部は、調査結果について、以下（１）（２）の報告と提出を行うこととする。

（１）災害対策本部長への報告

実施本部長（都市整備部長）は、調査結果を、調査完了した旨とともに災害対策本部長（区長）に報告する。

（２）東京都への提出

・被害分布図、ざっくり調査集計結果表のデータを、東京都災害情報システム（DIS メール）またはメールにて東京都に提出する。具体的な提出先については、以下に連絡して確認する。

部署：東京都 都市整備局 市街地整備部 企画課
電話：０３－５３２０－５１２１
住所：〒163-8001　東京都新宿区西新宿 2-8-1　第二本庁舎 11F 北

・DIS メール送信は、防災課の PC 端末を使用する。
・PC 端末、DIS、メールが使えない場合は、用紙にて提出する。

6-3.調査結果の公表と利用

実施本部は、調査結果を公表する。公表の方法は、以下の江東区のホームページ内に、被害分布図（PDF ファイル）をアップロードすることとする。

（江東区ホームページ）

ホーム ＞ 防災・安全 ＞ 防災情報江東区 ＞ 江東区の防災対策・計画 ＞ 江東区建築物被害状況調査（ざっくり調査）

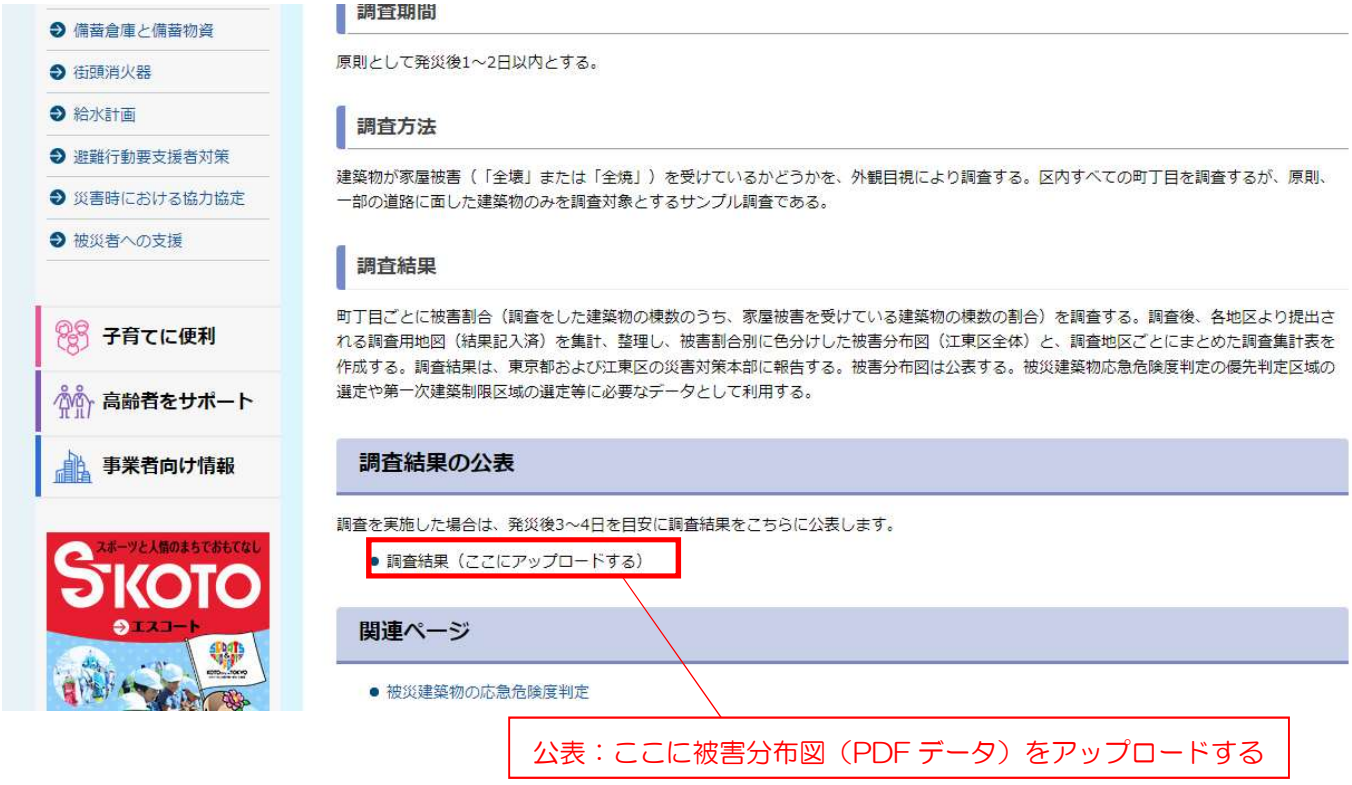
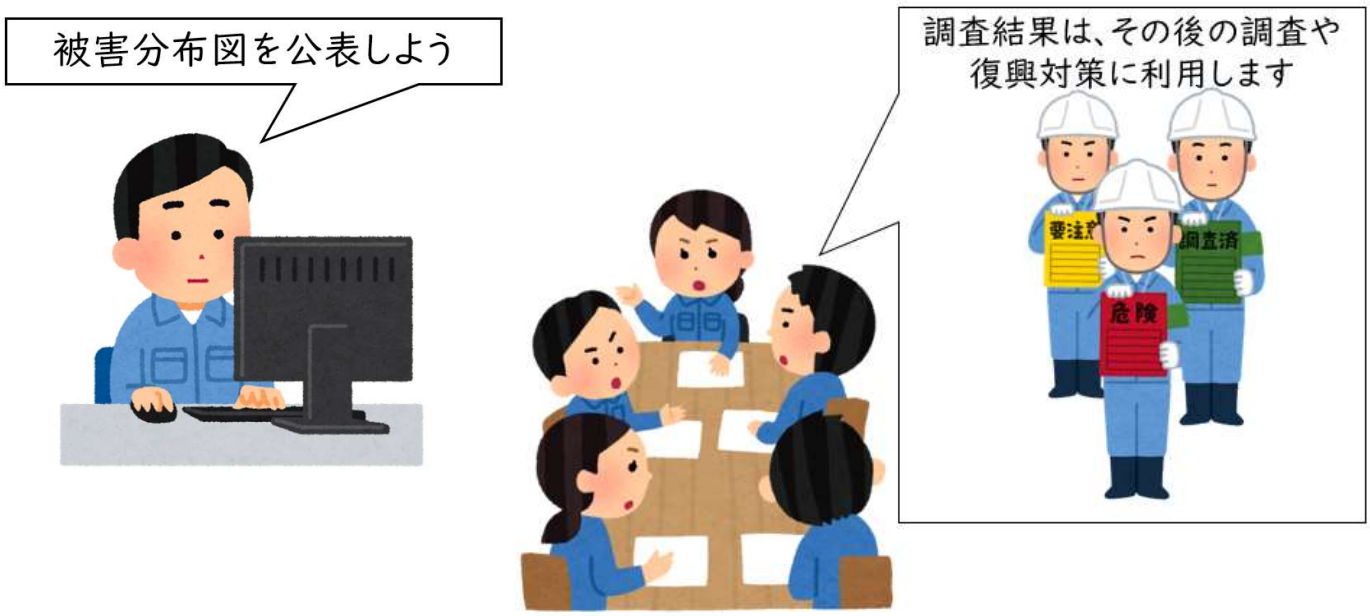
なお調査結果は、その後の被災建築物応急危険度判定の優先判定区域と第一次建築制限区域の選定、復興方針等に必要なデータとして利用する。